広島県呉市
報道発表資料

令和8年9月9日
環境部環境政策課
☎0823-25-3300

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号。以下「法」という。）に基づき，次のとおり措置命令を発令しましたので，お知らせします。

１　命令対象者

中本船舶工業（呉市音戸町渡子３丁目３番１０号）
代表者　中本　暁輝

２　処分年月日

令和８年９月９日

３　措置内容

・令和８年５月１４日に命令対象者の事業場で発生した火災後，残存する廃棄物を速やかに全量撤去すること。
・産業廃棄物の処理は，法第１４条により許可を受けた産業廃棄物処理業者と処理委託契約書を締結するとともに，産業廃棄物管理票を交付し，適正に行うこと。

４　履行期限

令和８年１２月８日（火）